

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳関連事務評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

住民基本台帳関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県中頭郡中城村

## 公表日

平成27年6月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳業務
②事務の概要	住民の居所を公証するため、氏名、生年月日、性別、住所などを住民基本台帳に記載する。住民基本台帳は、各市町村が住民の居住関係を正確に把握し記録する者で、事務処理の基礎になるものである。番号法では、この住民票に個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載する。
③システムの名称	住民記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条第1項、第2項、第8条第1項、附則第3条第1項から第3項及び住基法第7条8の2号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び情報提供者が市町村長となる住民票関係情報各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	沖縄県中頭郡中城村住民生活課
②所属長	住民生活課長 新垣 親裕
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	沖縄県中頭郡中城村総務課 中頭郡中城村字当間176番地 098-895-2131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	沖縄県中頭郡中城村住民生活課 中頭郡中城村字当間176番地 098-895-2131

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる